

(表1)

	区分	負担上限額 (月額)
新設	課税所得690万円 (年収約1,160万円) 以上	140,100円 (世帯)
	課税所得380万円 (年収約770万円) ~ 課税所得690万円 (年収約1,160万円) 未満	93,000円 (世帯)
	市町村民税課税~課税所得380万円 (年収約770万円) 未満	44,400円 (世帯)
	世帯の全員が市町村民税非課税	24,600円 (世帯)
	前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計が80万円以下の人など	15,000円 (個人)
	生活保護を受給している人など	15,000円 (世帯)

■高額介護サービス費の負担上限額が見直されます
 高額介護サービス費とは、1カ月に支払った利用者負担の合計が負担上限額を超えたとき

令和3年8月からの
 介護保険制度の見直し

介護保険
 問合先 介護保険課

在宅で暮らす人の食費・居住費にかかる公平性や負担能力に応じた負担を定める観点から、一定以上の収入や預貯金等を持っていない人には、食費の負担額の見直しを行います。

①認定要件である「預貯金額等が、(表2)のとおり変わります。」
 ②介護保険施設入所者・ショートステイ利用者の食費(日額)の負担限度額が(表3)のとおり変わります。

は、超えた分が払い戻される制度です。
 負担能力に応じた負担を定める観点から、一定年収以上の高所得者世帯について、負担上限額の見直しを行います。(表1)

■介護保険施設における補足給付が変わります
 介護保険施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院)やショートステイを利用する人の食費・居住費について、低所得の人への助成(補足給付)を行っています。

※補足給付は、世帯全員(別世帯の配偶者を含みます)が市町村民税非課税の場合が対象です。

は、超えた分が払い戻される制度です。
 負担能力に応じた負担を定める観点から、一定年収以上の高所得者世帯について、負担上限額の見直しを行います。(表1)

(表2)

区分	令和3年7月まで	令和3年8月から
年金収入等80万円以下 (第2段階)	単身1,000万円、夫婦2,000万円	単身650万円、夫婦1,650万円
年金収入等80万円超120万円以下 (第3段階①)		単身550万円、夫婦1,550万円
年金収入等120万円超 (第3段階②)		単身500万円、夫婦1,500万円

※年金収入等：公的年金等収入金額(非課税年金を含みます。) + その他の合計所得金額

(表3)

区分	施設入所者		ショートステイ利用者	
	令和3年7月まで	令和3年8月から	令和3年7月まで	令和3年8月から
年金収入等80万円以下 (第2段階)	390円	390円	390円	600円
年金収入等80万円超120万円以下 (第3段階①)	650円	650円	650円	1,000円
年金収入等120万円超 (第3段階②)	650円	1,360円	650円	1,300円

※補足給付の対象ではない人の負担する額は、施設と利用者の契約により決められています。食事の提供に要する平均的な費用の額(基準費用額)は、1,392円→1,445円(日額)に変わります。